

ID: 3017

担当部署: 商工観光課

| | | | |
|---|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 総会招集の承認(事業協同組合に係るものに限る。) | | |
| 法令名 根拠条項 | 中小企業等協同組合法 第48条(第42条第8項において準用する場合を含む。) | | |
| 法令番号 | 昭和24年法律第181号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 法第48条の規定による。 | | | |
| 第48条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月30日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |